

## 鹿 児 島 県 公 報

平成29年 1 月 24 日（火）第3282号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 森林病虫害等防除法の規定に基づく特別伐倒駆除命令（森づくり推進課取扱い） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出（障害福祉課取扱い） 2
- 漁獲共済に係る区域及び区分の設定（水産振興課取扱い） 2
- 肥料の登録（食の安全推進課取扱い） 3
- 肥料の登録の有効期間の更新（食の安全推進課取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（大隅地域振興局取扱い） 3

## 公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（商工政策課取扱い） 4
- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 4

## 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 4

## 告 示

## 鹿児島県告示第56号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、次のとおり特別伐倒駆除命令をする予定である。

平成29年 1 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 区域及び期間

## (1) 区域

霧島市の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## (2) 期間

平成29年 2 月 14 日から同年 3 月 21 日まで

## 2 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕するか、又は当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

## 3 命令しようとする理由

1 の(1)の区域において松くい虫の被害が発生しており、2 に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域及びその周辺の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林に重大な損害を与えるおそれがあるため

## 4 その他

(1) 2 に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。

(2) 2 に掲げる措置について破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが6ミリメートル（木

材チップーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル)以下となるように破砕を行うこと。

- (3) 2に掲げる措置を行った者は、平成29年3月21日(火)までに、森林病虫害等駆除実施届出書(別記様式)を、知事に提出しなければならない。
- (4) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が2に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (5) 知事は、2に掲げる措置を行うべき松林を所有し、又は管理する者が、1の(2)の期間内に2に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が2に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
- (7) 1の(1)の区域内において松林を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林(伐採跡地を含む。)の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数		樹木又は伐採木等の材積		
		ヘクタール	本又は株		立方メートル	
実施地区又は場所	実施期間 年 月 日から 年 月 日まで	実施に要した費用				
		種別	数量	単価	金額	
		人夫	人	円	円	
		薬剤	リットル	円	円	
		その他			円	
		計			円	

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

鹿児島県告示第57号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成29年 1 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療の種類
		変更前	変更後	
ひかり薬局 鹿児島市谷山中央一丁目 4107番地	所在地	鹿児島市谷山中央一丁目 4121番地	鹿児島市谷山中央一丁目 4107番地	精神通院医療

鹿児島県告示第58号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成29年1月24日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成15年11月14日鹿児島県告示第1408号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）の表薩摩川内市下甑町長浜区域（薩摩川内市下甑町長浜の地区）の項を削る。

平成29年 1 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

区 域	区 分
薩摩川内市下甑町長浜区域 (薩摩川内市下甑町長浜の地区)	(1) 主として機船底びき網漁業を営む漁業及び主として一本釣り漁業を営む漁業 (2) 主としてはえ縄漁業を営む漁業、主としてひき縄漁業を営む漁業及び主としてきびなご流網漁業を営む漁業 (3) 雑魚定置漁業 (4) 小型定置漁業 (5) ます網漁業 (6) ぶり飼付漁業 (7) (1)から(6)までに掲げる漁業以外の漁業

鹿児島県告示第59号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成29年 1 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1330号	平成29年1月16日	平成35年1月15日	乾血及びその粉末	牛の血粉	窒素全量 11.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	九州昭和産業株式会社	志布志市志布志3309番地

鹿児島県告示第60号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成29年 1 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1192号	平成32年1月17日	混合有機質肥料	八ツ目鰻魚粉ボカシ	窒素全量 5.0 りん酸全量 4.0 加里全量 1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社タリサイ	東京都杉並区荻窪四丁目21番12号

大隅地域振興局告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第

29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成29年 1 月 24 日

大隅地域振興局長 酒 匂 司

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
地域支援センタ 一 我が家	垂水市新城829 番地 1	株式会社チェン ジ	垂水市本城4090 番地 1	堂脇 浩幸	平成28年 12月12日	就労継続 支援 B 型

**公 告**

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成29年 1 月 24 日から 1 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成29年 1 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
山形屋  
鹿児島市金生町 3 番 1 号
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第 6 条第 2 項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成28年 8 月 29 日
- 3 意見の概要
  - (1) 地域住民等の安全に十分配慮しながら、所有・占有・管理する土地、建物、工作物その他資機材等について、適正に管理するとともに、安全確保のために必要な措置を講ずること。また、従業員に、安心安全なまちづくりに関する知識及び技術を習得させるよう努めること。
  - (2) 防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持について、十分な対策を講ずること。
  - (3) 従業員や店舗利用者へ公共交通の利用を促すよう努めること。

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 1 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
熊毛郡南種子町中之上字枯木野隅1702番 2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
千葉県浦安市千鳥10番地 5  
秋園鋼材株式会社  
代表取締役 外園秋信

**公 安 委 員 会 告 示**

鹿児島県公安委員会告示第10号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成29年1月24日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRGoGoピラミッドX	株式会社A-gon	6P1312
ぱちんこ遊技機	CRGoGoピラミッドZ	株式会社A-gon	6P1543
ぱちんこ遊技機	CRアナザーゴッドハーデスMB	株式会社メーシー	6P1458
ぱちんこ遊技機	CRAデジハネ蒼天の拳天帰SWA	サミー株式会社	6P1510
ぱちんこ遊技機	CRルパン三世99BU1	株式会社平和	6P1522
ぱちんこ遊技機	CRAスーパーマン～Limit・Break～KS	株式会社大一商会	6P1437
ぱちんこ遊技機	CRフルーツパンチNT	株式会社大一商会	6P1508
ぱちんこ遊技機	CRAわくわくカーニバルH	株式会社ニューギン	6P1462
ぱちんこ遊技機	CRAわくわくカーニバルS	株式会社ニューギン	6P1528
ぱちんこ遊技機	CRアナザー牙狼99バージョンK-PP	株式会社サンセイアールアンドディ	6P1551
回胴式遊技機	回胴性ミリオンアーサーBN	株式会社ミズホ	6S0693
回胴式遊技機	イノキロードトゥゴッドMW	株式会社ミズホ	6S0782
回胴式遊技機	アナザーゴッドポセイドンWP	株式会社エレコ	6S1563
回胴式遊技機	宇宙戦艦ヤマト2199/ZX	サミー株式会社	6S1502
回胴式遊技機	パチスロおそ松くんS	株式会社ディ・ライト	6S1566
回胴式遊技機	輪るピングドラム/KU	株式会社北電子	6S1430
回胴式遊技機	ドリスタせかんど/NE	ネット株式会社	6S1523